

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、御殿場市の美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全と地球温暖化対策となる再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民、事業者、土地所有者及び市が協働して、市民の安全安心な生活環境の維持及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境は、これまで先人が大切に守り育ててきた市民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、土地所有者及び市が協働して、その保全及び活用を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光、同項第2号に規定する風力及び同項第5号に規定するバイオマスをエネルギー源とする設備及び系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。以下同じ。）並びにこれらの附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業者 市内において再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電、蓄電又は放電を行う事業（樹木の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施し、又は維持管理を行う者（発電設備の設置若しくは維持管理又は発電、蓄電若しくは放電に関する業務の全部又は一部について委託を受ける者を含む。）をいう。
- (3) 同一事業者とみなす事業者 複数の事業者が事業を行う場合において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 複数の事業者が個人であって、2親等以内の関係にある場合
 - イ 複数の事業者が法人又は団体であって、代表者が同一であり、又は構成する役員
の半数以上が同一である場合
 - ウ 複数の事業者が送電設備を共同で使用する場合
 - エ その他その実態等から同一事業者とみなすことができる場合
- (4) 事業者等 事業者又は同一事業者とみなす事業者をいう。

- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (7) 工事施工者 事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- (8) 近隣関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

イ 事業区域に隣接する土地に存在する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体であって、事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所在する団体

エ 再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置ガイドライン」（令和6年2月資源エネルギー庁）に規定する周辺地域の住民

オ その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認める者
（市の責務）

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、第2条に規定する基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することがないように、当該土地を適正に管理しなければならない。

（事業者等の責務）

第7条 事業者等は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することがないように十分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。

（適用事業）

第8条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の発電出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の事業に適用する。ただし、建築物の屋根、屋

上又は壁面に設置するもの又は建築物での消費を目的とするものであって、当該建築物の同一敷地内に設置するものについてはこの限りでない。

2 前項に規定する発電出力は、規則で定める実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、合算したものとする。

3 この条例の規定は、既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前2項に規定する発電出力以上となる事業についても適用する。

(抑制区域)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち特に必要と認められるものを、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定できる。

(1) 豊かな自然環境が保たれ、貴重な資源として認められること。

(2) 優れた景観が良好な状態に保たれていること。

(3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。

(4) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

2 前項の抑制区域の範囲は、規則で定める。

(事前協議)

第10条 事業者等は、第12条第1項又は同条第2項の規定による届出（同項の規定による届出のうち変更の内容が軽微であると市長が認めるものを除く。）をしようとするときは、当該届出に係る事業に着手しようとする日前6月までに、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

(1) 事業計画の立案に関すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工に関すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理並びに撤去及び処分に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置を確保するために市長が必要と認める事項

(近隣関係者に対する説明等)

第11条 事業者等は、次条の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、当該届出に係る事業計画について説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定による説明会の開催に当たっては、事業者等は、事業計画について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 近隣関係者は、規則で定めるところにより、第1項の規定による説明会を開催した事業者等に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者等は、規則で定めるところ

により、当該申出をした近隣関係者と協議しなければならない。

(届出)

第12条 事業者等は、事業を実施しようとするときは、前条の規定による近隣関係者に対する説明会の実施状況を記録した書類を添えて、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更（規則に定める軽微な変更を除く。）が生じたときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(同意)

第13条 事業者等は、事業を実施しようとするとき及び既に実施している事業を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは前条の届出をすることで同意を得たものとみなす。

(1) 事業区域が抑制区域以外に位置するものであること。

(2) 発電出力が50キロワット未満であること。

(3) 事業区域に隣接又は近接する土地に既に届出、同意又は設置されている別の事業がある場合において、規則で定める累積的な環境影響が想定される規模未満であること。

(同意の基準)

第14条 前条の規定による市長の同意は、当該事業の内容が規則で定める基準に適合していると認めるときに行うものとする。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域に位置する場合又は規則で定める条件に該当する場合は、原則として同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

3 市長は、事業計画に同意をするときは、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付することができる。

(関係書類の閲覧)

第15条 事業者等は、規則で定めるところにより、当該事業を行っている間は、近隣関係者の求めに応じ、市長に提出した書類の写しを閲覧させなければならない。

(着手等の届出)

第16条 事業者等は、当該事業の着手、中止、再開又は廃止をするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、発電出力が50キロワット未満の設備を設置する場合は、着手の届出を省略することができる。

(完了の届出等)

第17条 事業者等は、当該再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、

規則で定めるところにより、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該設備を撤去したときも同様とする。

- 2 市長は、第13条の規定による同意を得た事業者等から、前項の規定による届出があったときは、速やかに同意の基準及び付した条件等に適合していることを確認しなければならない。

(事業の承継)

第18条 事業者等から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(維持管理に関する報告等)

第19条 事業者等は、保守点検等計画に基づき再生可能エネルギー発電設備を適切に管理するとともに、その稼働状況について年1回市長に報告しなければならない。また、設備に異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

- 2 事業者等は、自然災害、火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であって、土砂流出等事業区域周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。

- 3 前2項に規定する場合のほか、近隣関係者その他の市民又は地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、市長は、再生可能エネルギー発電設備の維持管理状況について、事業者等に対し適宜報告を求めることができる。

(侵入防止措置)

第20条 事業者等は、事業区域内に事業者、工事施工者、その他の関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置する等の侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

(報告及び立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは事業者、工事施工者、土地所有者その他の関係者（以下「事業関係者」という。）に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者等に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第12条、第16条若しくは第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第13条の同意を得ずに事業に着手したとき。

(3) 第19条第3項の規定による報告及び前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

(5) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第23条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、所在地及び代表者氏名）並びに当該勧告の内容を国及び県へ報告するとともに、公表することができる。

2 市長は、前項の規定により国及び県へ報告及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者等に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(他自治体の条例との関係)

第24条 事業者等は、事業区域が御殿場市と他の自治体にまたがる再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、その適正な設置、維持管理、廃棄等に関し、当該他の自治体において適用される関係法令のほか、この条例の規定に基づき、適正に手続をしなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、施行日以後に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業について適用する。

3 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業（設置工事が完了しているものを含む。以下同じ。）については、この条例の第18条、第19条第2項、同条第3項及び第20条から第23条までの規定を適用する。

4 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業で

あつて、施行日以後に規則で定める変更をしようとするものについては、この条例の規定を適用する。

(準備行為)

- 5 第10条の規定による協議、第11条第1項の規定による説明、同条第4項の規定による協議、第12条第1項の規定による届出、第13条の規定による同意、第16条の規定による届出、第17条第1項の規定による届出、第22条第1項の規定による指導及び助言並びに同条第2項の規定による勧告並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第10条、第11条、第12条第1項、第13条、第16条、第17条第1項及び第22条の規定の例により行うことができる。